

お得意様各位

平成24年6月20日

株式会社 タテムラ  
システムサービス課  
福生市牛浜104

System-V/LX 新法人税・新減価償却・消費税・届出書・電子申告の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

平成24年度版新法人税申告書・新減価償却・消費税申告書・届出書が完成しましたのでお届け致します。これに伴い、電子申告システムも更新致しました。

今回の更新により、減価償却プログラムをリニューアルし、定率法200%にも対応しております。今後は[170]新減価償却プログラムをご使用下さい。今まで[150]減価償却プログラムにて作成していたデータは自動変換ができます。手順につきましては本案内文P. 17～19をご覧ください。

消費税申告書につきましては、最新プログラムが平成24年4月1日以後開始用となります。平成23年3月31日以前の申告の場合は、[120]\*で平成23年版プログラムを呼び出して入力・プリントを行っていただく必要がございますのでご注意ください。(この場合、電子申告も[882]で23年を指定して変換します。)

電子申告システムをお持ちのお客様は、電子申告環境設定の更新作業もあわせて行って下さい。尚、6月18日にe-Taxソフトもバージョンアップしております。e-Taxを呼び出して更新作業を行って(P.9参照)いただきますようお願い致します。(e-Tax更新を行わないとデータ変換が正しくできませんので必ず行って下さい。)

詳しくは、案内文の更新内容をご一読いただき、ご確認下さいますようお願い致します。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しく願い申し上げます。

敬具

## 送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)にもとづき、以下の内容を同封しております。

### 送付プログラム

- ・ System-V/LX用 平成24年新法人税・新減価償却・消費税・届出書  
・ 電子申告プログラム更新 電子申告環境設定 CD-R 1枚

※サーバーが複数台ある場合でも共通で使用できます。

### 取扱説明書

- ・ [170]新減価償却プログラム 取扱説明書 1冊
- ・ その他につきましては、CD-R内にPDFファイルとして入っています。

### 案内資料

- ・ 同封物の解説及びバージョン一覧表 . . . . . 1
- ・ [1000]プログラムの更新作業 . . . . . 2～3
- ・ マルチウィンドウ端末(V-5.07)インストール方法 . . . . . 4～6
- ・ 電子申告 環境設定インストール方法 . . . . . 7～9
- ・ 新法人税申告書更新内容 . . . . . 10～14
- ・ 消費税申告書変更内容 . . . . . 15
- ・ 届出書変更内容 . . . . . 16
- ・ 新減価償却について . . . . . 17～19
- ・ 電子申告システム更新内容 . . . . . 20～22

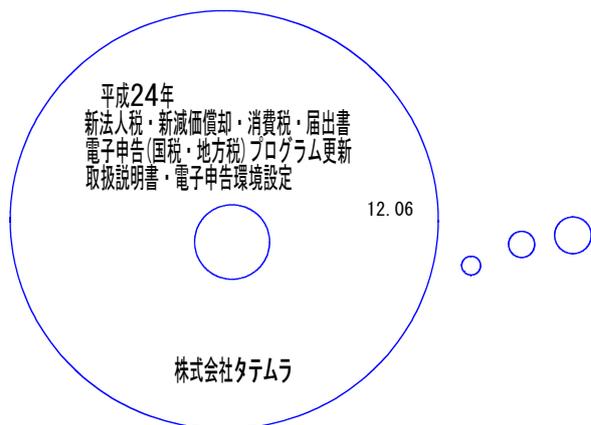
### 送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願い致します。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)  
FAX 042-553-9901

以上

保守契約又はご注文に合わせて、以下のCD-Rを同封しております。



今回送付した更新版CD-Rには

- ・各プログラム
- ・電子申告環境設定
- ・PDFファイルの取扱説明書

を1枚に入れて送付しています。

No	ラベル名	枚数	備考
1	System-V/ LX 平成24年新法人税・新減価償却・消費税・届出書・電子申告(国税・地方税)プログラム更新 取扱説明書・電子申告環境設定	1	プログラムインストールCD-Rです。契約プログラムのみインストールします。お客様が起動できるプログラムの内容とCD-Rのラベルは一致しません。(保守契約書又は同封の伝票をご確認下さい。)

## ●バージョンNo.一覧

下記のプログラムは[F 9] (申告・個人・分析) の1頁目、[F 10] (データ変換) の1頁目に表示します。

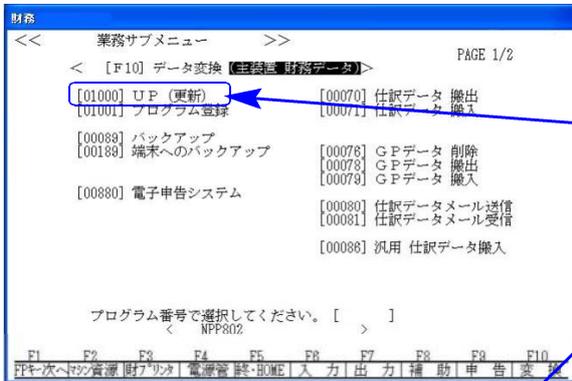
PG番号	プログラム名	HD-VER	備考
97	年度更新	V-1.20	新法人税24年版・新減価償却・消費税24年版へ対応致しました。
110	新法人税申告書 24年版	V-1.30	別表1-1及び別表1-2の官製用紙が変更になっております。 その他、平成24年改正に対応しました。
270 280 290	WP版法人税申告書 24年版	V-3.90	別表1-1及び別表1-2の官製用紙が変更になっております。 その他、平成24年改正に対応しました。
120	消費税申告書 24年版 ※平成24年4月1日以後開始版※	V-1.50	課税売上高が5億円超の場合、個別方式又は一括比例方式で計算するように対応しました。 平成24年4月1日以後開始申告でご使用下さい。 ※平成24年3月31日以前開始申告の場合は、 [120][*]で23年版プログラムを呼び出して 入力を行って下さい※
170	新減価償却 24年版	V-1.00	定率法:200%の改正に対応及び全システムをリニューアルしました。
1110	届出書セット 24年版	V-1.70	法人設立及び異動届出書(統一フォーム)及び消費税関連の届出書が変更になりました。
880	電子申告	V-1.17	24年版へ対応致しました。

## ●バージョン確認後

環境設定のCD-Rは必ず保管してください。(機械が故障した際に使用します。)

## ● 操作方法

- ① 「平成24年 新法人税・新減価償却・消費税・届出書・電子申告プログラム更新 ～12.06」と書いてあるCD-Rを用意します。
- ② **F10** データ変換のメニューを呼び出します。

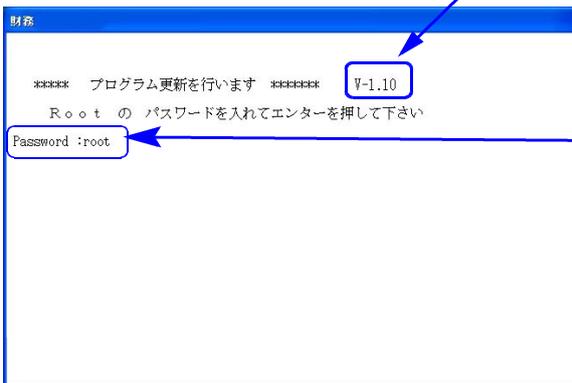


初期メニューより **F10** データ変換を選択します。**[1000] UP (更新)**を呼び出します。

**1000** **Enter** を押します。

左下図の画面を表示します。  
バージョンが1.04以上であることを確認して下さい。

1.03以下の場合には今回の転送作業はできません。システムサービス課までお問い合わせ下さい。



**Enter** を押します。  
(rootは入力しません)

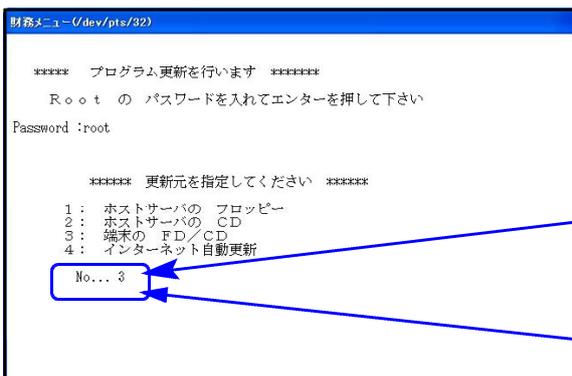
**r o o t** は消さないように注意して下さい。

※パスワードを消した場合エラーを表示します。



※ LX:2005年7月以前納品の機械(LX-TURB010)は、2:ホストサーバのCDで作業して下さい。

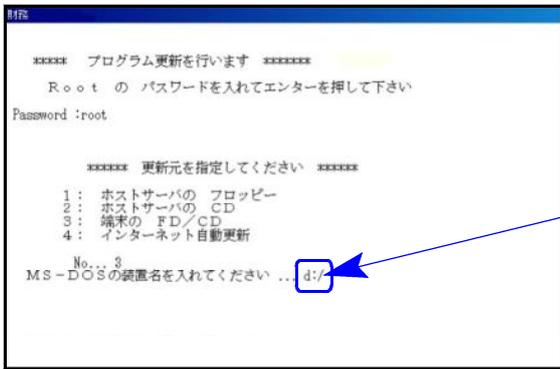
- ③ 下図の画面を表示します。



「平成24年 新法人税・新減価償却・消費税・届出書・電子申告プログラム更新 ～12.06」と書いてあるCD-Rをセットして、『3』端末のFD/CDを選択します。

**3** **Enter** と押します。

※ 親機にCD-Rをセットした場合は  
**2** **Enter** を押します。  
→ ⑤へ移動



- ④ 『3』 端末のFD/CDを選択すると『MS-DOSの装置名を入れてください..d:¥』等、前回指定したドライブ名を表示しますのでCD-ROMのドライブ名を確認します。

表示したドライブ名が違う場合は、入力後 **Enter** を押します

※お客様の機械によってドライブ名は異なります。下記の方法で確認して下さい。

### CD-ROMのドライブ名の確認方法

マイコンピュータを開きます。  
CD-ROMのドライブを確認して下さい。

右図の場合はCD-ROMドライブは『D』です。



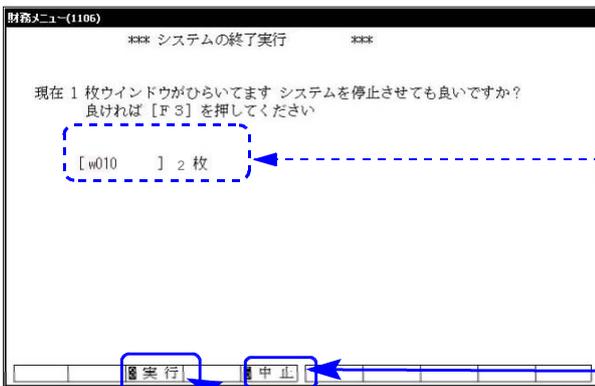
- ⑤ インストールを実行します。  
左図の1行目の画面を表示します。  
『OOOをインストールします[y/n/a/1?...]』  
**a** 又は **1** を選択します。

※誤って、**y** を選択した場合は2行目以降で **a** 又は **1** を選択して下さい。

- ⑥ 2行目以降を表示します。  
終了が出た後しばらくお待ち下さい。

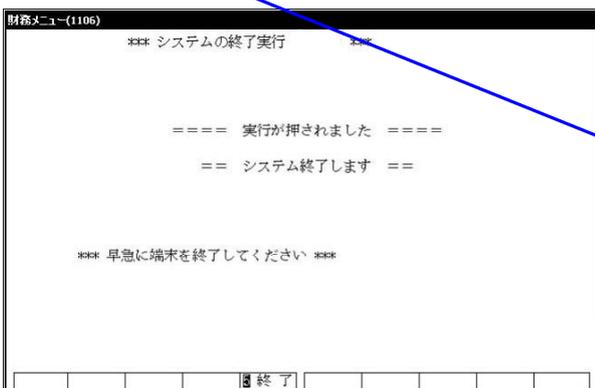
- ⑦ インストールが終了すると左図の画面を表示します。  
CD-Rを本体から取り出してください  
他の端末が起動していないことを確認します。

※ここに転送作業中の端末名のみ表示していることを確認します。他の端末名を表示している場合はその端末を終了して下さい。



#### 単体の場合

**終了**(F5)を何回か押してシステムを終了しWindows画面、もしくはポータル画面まで戻ります。戻った後、3分ほど待ち、再度システムを起動して下さい。



#### ネットワークの場合

**実行**(F3)を押し、しばらくお待ち下さい。左図の画面を表示した後、しばらくすると自動的に**100個の端末が終了**、その後親機の電源も自動的に切れて再起動します。(※親機の電源が切れたあと5分ほど待っても再起動しない場合は、電源ボタンを押して起動させて下さい。)

※親機を複数台持っている場合は、本CD-Rにて更新作業を同様に行ってください。

# マルチウィンドウ端末 (V-5.07) インストール方法

**転送前の確認事項** 各端末でマルチウィンドウ端末のバージョンを確認して下さい。



画面右上の「ヘルプ」をクリックします。

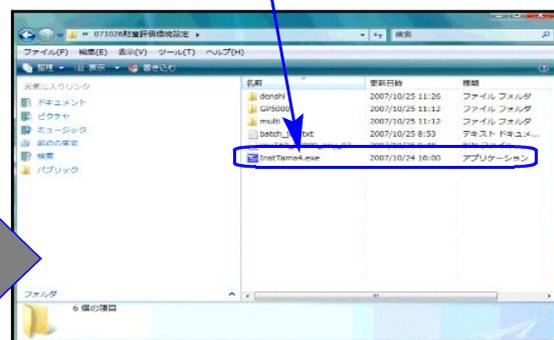
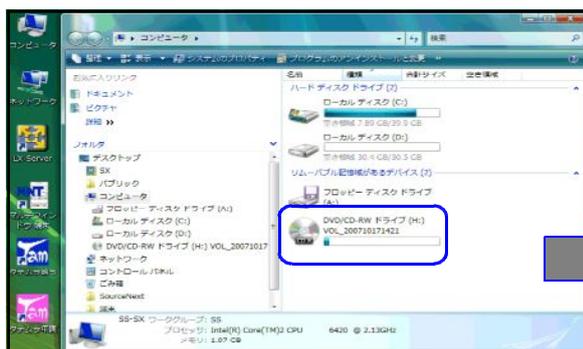
↓  
「バージョン情報」をクリックして、バージョンを確認します。



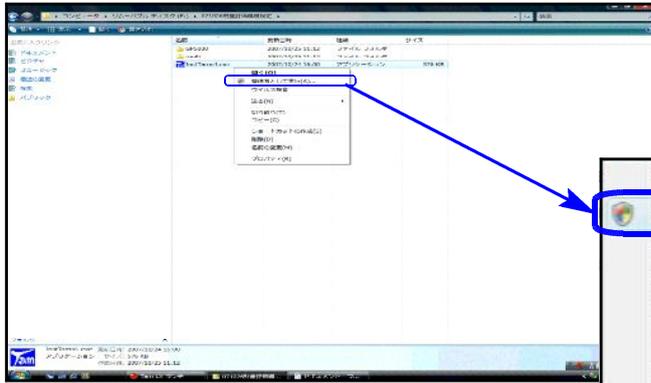
※Ver5.07の場合は更新作業は不要です。

## V-5.06以下の端末は、下記に沿ってインストールを行って下さい

1. インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。（マルチウィンドウ端末も閉じて下さい。）終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。
2. 今回送付した「平成24年新法人税・新減価償却～ 12.06」と書いてあるCD-Rを用意して端末機にセットします。
3. コンピュータ (XPはマイコンピュータ) をダブルクリック→CD-ROMドライブをダブルクリックします。CD-Rの内容を表示しますので、『InstTams4.exe』を右クリックし、手順4へ。  
(XPの場合は『InstTams4.exe』をダブルクリックして手順6へ)



※CD-Rをセット後、左図を表示した場合は『フォルダを開いてファイルを表示する』を選択します。  
 OK にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押すと右上の画面を表示します。

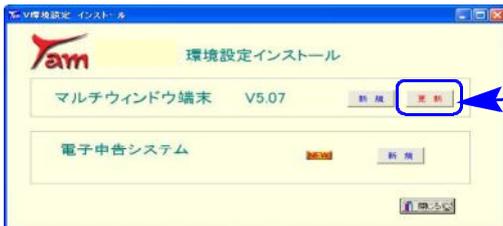


4. 左図の画面より『管理者として実行』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)



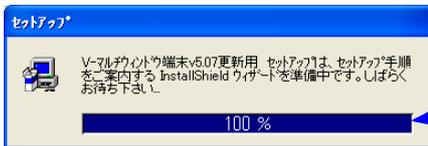
5. Vistaは左図の画面を表示しますので、「許可」にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)

7は「許可しますか?」と表示しますので「はい(Y)」にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)

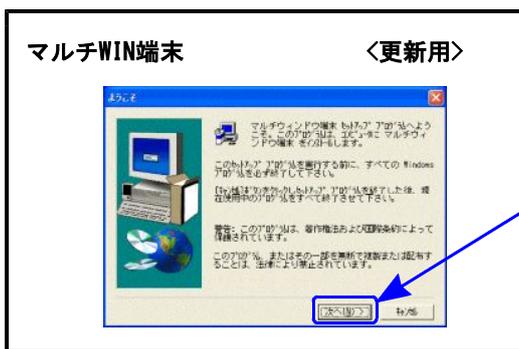


6. 左図の画面を表示します。マルチウィンドウ端末の『更新』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。

次の画面が出るまでしばらくお待ち下さい。

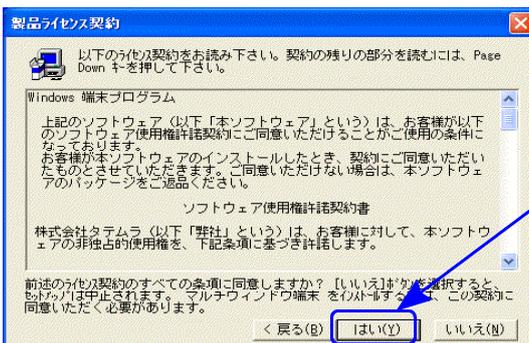


7. 左図の画面を表示します。「100%」になるまでお待ち下さい。



8. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)



9. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「はい」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)



10. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)

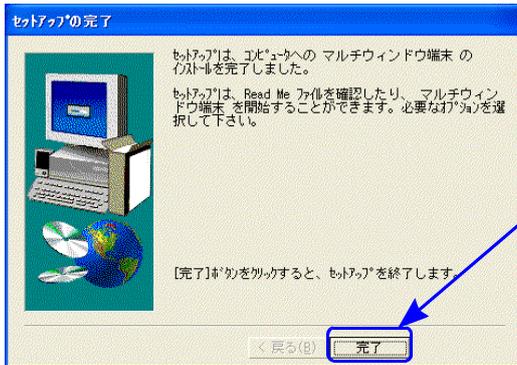
しばらくお待ち下さい。



11. 左図の画面を表示します。

マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)

しばらくお待ち下さい。



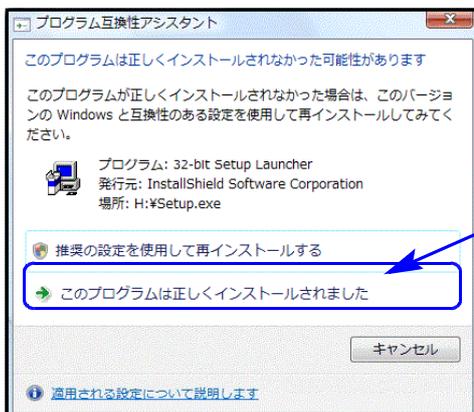
12. 「セットアップ完了」と表示したらマウスの矢印を「完了」に合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)



13. 左図の画面に戻ります。

マウスの矢印を「閉じる」に合わせて左ボタンを1回押します。

14. CD-Rを取り出し、Windowsを再起動して下さい。



※7/Vistaの場合で、インストール終了後に左図の画面を表示した場合は「このプログラムは正しくインストールされました」にマウスの矢印を合わせ、左ボタンを1回押します。(クリック)

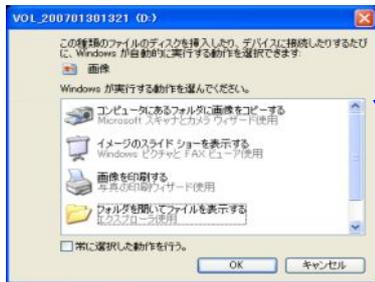
再起動後、マルチウィンドウ端末のバージョンが「V-5.07」になったことを確認して下さい。

転送前の確認事項

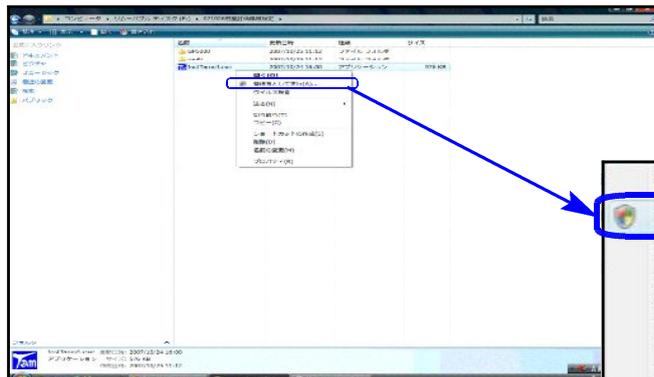
- インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。（マルチウィンドウ端末も閉じて下さい。）終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。

インストールは下記に沿って各端末機で行って下さい。

1. 今回送付した「平成24年新法人税・新減価償却・消費税・届出書・電子申告更新～12.06」と書いてあるCD-Rを用意して端末機にセットします。
2. コンピュータ(XPはマイコンピ ュータ)をダブルクリック→CD-ROMドライブをダブルクリックします。CD-Rの内容を表示しますので、『InstIams4.exe』を右クリックし、手順3へ。(XPの場合は『InstIams4.exe』をダブルクリックして手順5へ)



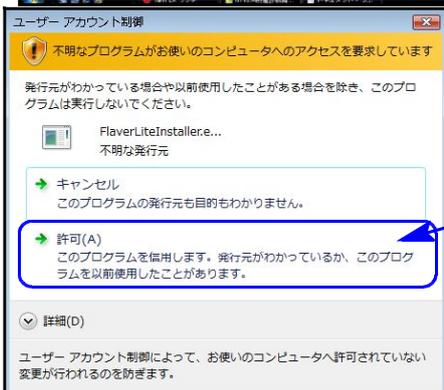
※CD-Rをセット後、左図を表示した場合は『フォルダを開いてファイルを表示する』を選択します。OK にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押すと右上の画面を表示します。



3. 左図の画面より『管理者として実行』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)



4. Vistaは左図の画面を表示しますので、「許可」マウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)

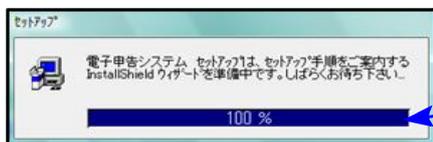


7は「許可しますか?」と表示しますので「はい(Y)」にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)

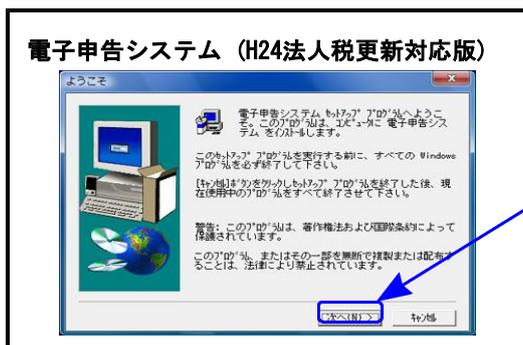


5. 左図の画面を表示します。  
電子申告システムの『新規』にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。

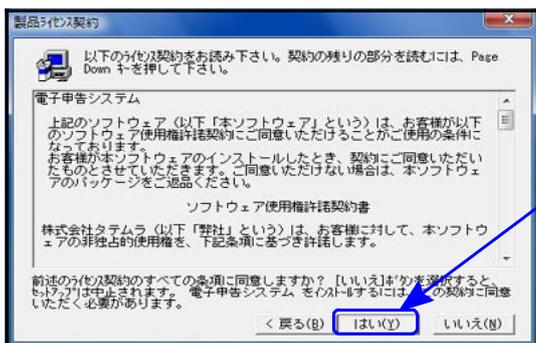
次の画面が出るまでしばらくお待ち下さい。



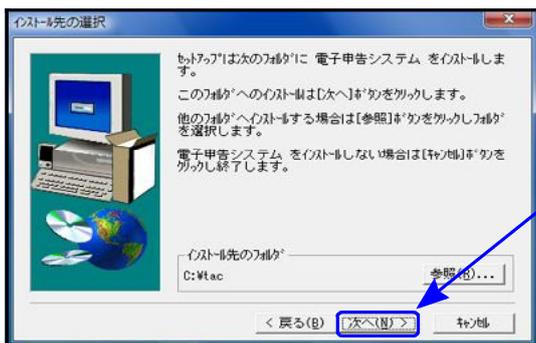
6. 左図の画面を表示します。  
「100%」になるまでお待ち下さい。



7. 左図の画面を表示します。  
マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)



8. 左図の画面を表示します。  
マウスの矢印を「はい」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)



9. 左図の画面を表示します。  
マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)  
しばらくお待ち下さい。



10. 左図の画面を表示します。  
マウスの矢印を「次へ」に合わせ左ボタンを1回押します。(クリック)  
しばらくお待ち下さい。



11. 「セットアップ完了」と表示したらマウスの矢印を「完了」に合わせて左ボタンを1回押します。(クリック)



12. 左図の画面に戻ります。

マウスの矢印を「閉じる」に合わせて左ボタンを1回押します。



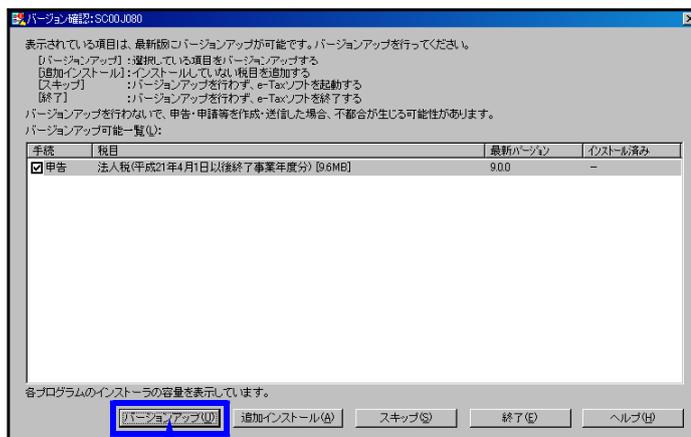
※7/Vistaの場合で、インストール終了後に左図の画面を表示した場合は「このプログラムは正しくインストールされました」にマウスの矢印を合わせ、左ボタンを1回押します。(クリック)

以上でインストール作業は終了です。

## e-Taxソフトも更新が必要です

電子申告を行うにあたって、e-Taxソフトは不可欠です。平成24年6月18日にe-Taxソフトでも更新がありましたので、バージョンアップ作業を行って下さい。

1. デスクトップ上のe-Taxソフトのアイコンをダブルクリック。
2. インターネット接続をOK→国税庁からのお知らせをOK、にして進んで下さい。



3. 上記の画面が表示されましたら、「バージョンアップ」をクリックし、画面に従ってバージョンアップ作業をお願い致します。

平成24年新法人税改正(平成23年12月改正)内容は以下の通りです。  
 ※尚、復興税の申告書及び計算については今回は未対応です。8月頃対応予定です。  
 必要に応じて金額を手直して下さい。

● 更新内容

表 種	変 更 内 容
別表一(一)	<p>【1】 所得金額又は欠損金額(別表4「46の①」)→(別表4「<u>48の①</u>」)</p> <p>【5】 リース特別控除取戻税額(別表6-13「30」+別表6(16)「30」等)                  ↓  <u>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</u></p> <p>【8】 課税留保金額別表3-1[36] → 別表3-1[<u>39</u>]</p> <p>【9】 同上に対する税額3-1[44] → 別表3-1[<u>47</u>]</p> <p>【26】 欠損金又は災害損失金等の当期控除額                  別表7-1「2の計」等                  ↓                  別表7-1「<u>4の計</u>」等</p> <p>【27】 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金                  別表7-1「3の計」等                  ↓                  別表7-1「<u>5の計</u>」等</p> <p>【34】 18% → <u>18%又は15%</u>となります。 ※1</p> <p>【35】 30% → <u>30%又は25.5%</u>となります。 ※1</p> <p>【37】 30% → <u>30%又は25.5%</u>となります。 ※1</p> <p>※1：平成24.3.31以前の開始事業年度は18%又は30%となります。                  平成24.4.1以後の開始時宜用年度は15%又は25.5%となります。                  官製用紙が変更になった為印刷を対応しました。</p>
別表一(二)	<p>【1】 所得金額又は欠損金額(別表4「46の①」)→(別表4「<u>48の①</u>」)</p> <p>【5】 リース特別控除取戻税額(別表6-13「30」+別表6(16)「30」等)                  ↓  <u>連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額</u></p>

別表一(二)	<p>【20】欠損金又は災害損失金等の当期控除額 別表7-1「2の計」等 ↓ 別表7-1「4の計」等</p> <p>【21】翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 別表7-1「3の計」等 ↓ 別表7-1「5の計」等</p> <p>【31】18% → <u>18%又は15%</u>となります。 ※1</p> <p>【32】22% → <u>22%又は19%</u>となります。 ※1</p> <p>【33】30% → <u>26%又は22%</u>となります。 ※1</p> <p>【35】18% → <u>18%又は15%</u>となります。 ※1</p> <p>【36】22% → <u>22%又は19%</u>となります。 ※1</p> <p>※1：平成24. 3. 31以前の開始事業年度は 18%・22%又は26%となります。 平成24. 4. 1以後の開始時宜用年度は15%・19%又は22%となります。</p> <p>官製用紙が変更になった為印刷を対応しました。</p>
別表三(一)	<p>別表4が大幅に変わったことにより、別表4からの転記が多くなりました。</p> <p>住民税の計算においては、大法人か大法人の子会社すなわち非中小法人かで住民税の税額の元となる法人税額が変わります。</p>
別表三(四)	<p>【7】所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額 別表4「46の①」又は平成23年改正前の別表20(2)「1」 ↓ 別表4「48の①」又は平成23年改正前の別表20(2)「1」</p>
別表四	<p>[2～6]損金額を算入した～ → [2～6]損金経理をした</p> <p>[39]・[40]項目削除</p> <p>[31]法人税から控除される所得税額等 別表6-1「6の[3]」 ↓ [31]法人税から控除される所得税額等 別表6-1「6の[3]」+<u>復興税別表2「6の[3]」</u> ※復興税が追加になりましたが、現在未対応です。必要に応じて手入力して下さい。</p> <p>[43～46]項目追加</p> <p>[34]～[48]の項目番号及び計算の順番が変更となりました。</p>
別表五(一)	<p>[28]未納法人税→<u>未納法人税及び未納復興特別法人税</u> ※未納復興特別税は現在未対応です、必要に応じて手入力して下さい。</p>

別表五(二)	<p>「4 [2]」確定  <u>※復興特別税は現在未対応です、必要に応じて手入力して下さい。</u></p> <p>[31] 損金の額に算入した→損金経理した</p>
別表六(一)	<p>みなし配当の一部控除に関する明細書の入力枠削除</p>
別表七(一)	<p>H24. 4. 1以後開始事業年度から、欠損金の繰越控除額が所得金額の80%に制限されることになりました。これにより<u>H20. 4. 1以後終了事業年度に生じた欠損金から繰越期間が7年→9年に延長されました。</u></p> <p>繰越控除額の制限は資本金1億円超の法人又は資本金5億円以上の法人の100%子会社等が対象となります。但し、繰越期間の延長については資本金1億円以下の中小法人なども含めて対象となります。</p> <p>例) <b>3月決算法人</b>  H21年3月期(H20. 4. 1～H21. 3. 31)に生じた欠損金から繰越期間が9年となる為、適用初年度のH21. 3月期に生じた欠損金についてはH30. 3月期まで繰越することができます。</p> <p><b>4月決算法人</b>  H20年4月期(H19. 5. 1～H20. 4. 30)がH20. 4. 1以後、『終了』事業年度に該当する場合、H20. 4月期に生じた欠損金については、29年4月期まで繰越すことができます。</p> <p>この為、欠損金の各行においての月日は全て手入力となりました。また、H23版では自年月日で7年又は8年に当たっているか判定しておりましたが、H24版では至年月日入力時に当期事業年と比べて繰越データ有無の判定を行います。  ※詳しくは説明書をご覧ください。</p> <p><b>【控除前所得金額】 [1] の追加</b>  別表4「39 [1] 本書+外書」－別表7-2「11」又は[23]</p> <p><b>【所得金額控除限度額】 [2] の追加</b>  <math display="block">[1] \times \frac{80 \text{ 又は } 100}{100}</math></p> <p>項目追加により各項目番号が全体的に変わります。</p> <p><b>【当期分欠損金額】 「別表4(46の[1]) → 別表4(48の[1])</b></p> <p>災害により生じた損失の額の計算</p> <p>[6] 被害資産の原因回復の為の費用 → [8] 被害資産の原因回復の為の費用等に係る損失の額  → [9] 被害の拡大又は発生防止の為の費用にかかる損失の額－項目追加</p> <hr/> <p><b>別表7-1 欄外</b></p> <p>別表7-2 [11] 又は[22] の金額 → 別表7-2 [11] 又は[23] の金額</p> <p>別表7-2 [32] → 別表7-3 [10] の金額</p>

別表十一(一)	<p>[18] 経過措置の適用を受ける場合の項目追加  ※適用を受ける場合にチェックを付けると計算:事業年度で率が変わります。</p> <p>[18]繰入限度超過額(5)-((14)、(15)、(16)又は(17))  ↓  [19]繰入限度超過額(5)-((14)、(15)、(16)、(17)又は(18))  [19]→[20]・[20]→[21]  [21]前期の損金算入額の削除</p>
別表十一(一)二	<p>[7]経過措置の適用を受ける場合の項目追加  ※適用を受ける場合にチェックを付けると計算:事業年度で率が変わります。</p> <p>[8]繰入限度超過額(1)-((6)又は(7))  ↓  [9]繰入限度超過額(1)-((6)、(7)又は(8))  [10]H23年政令附則の項目追加  項目[15]～[17]削除  項目[10]～[14]・[18]～[20]→[11]～[19]項目番号変更  [24]法第52条1-3等金銭債権の額の欄追加  [21]～[24]→[20]～[23]へ項目番号変更</p>
別表十四(二)	<p>[9]同上の2.5/100相当額 → [9]同上2.5又は1.25/100相当 ※1  [13]((9)+(12)) × 1/2 → [13]((9)+(12)) × 1/2又は1/4 ※1  [14]寄附金支出前所得金額の5又は6.25/100  [8] × 5/100  ↓  [14]寄附金支出前所得金額の5又は6.25/100 ※1  [8] × 5又は6.25/100  [15]期末資本金等月数換算の2.5/1000  [12]  ↓  [15]期末資本金等月数換算の2.5又は3.75/1000 ※1  [11] × 2.5又は3.75/1000</p> <p>※1:事業年により率及び打ち消し線が変わります。</p> <p>[7][29]欄を自動計算→手入力優先項目へ  ※復興税があった場合等に手入力して下さい。</p>
別表十三(五)	[24]・[35]の率より0.9を削除しました。

別表十六(一) 別表十六(二)	差引取得金額[9]の上段に内書き欄を追加しました。
地方税共通情報	[8]別表4「37[1]」→別表4「41[1]」

**【その他の機能改善】**

**【納付税額一覧表】** 全項目手入力とした場合、申告納付額を手入力できるように機能改善しました。

- 消費税還付申告（中間還付を除く）の場合、平成24年4月1日以後提出分から、還付申告明細書の提出が義務化されました。  
よって、平成24年消費税申告書プログラムより「仕入控除税額に関する明細書」を削除しました。

● <一般の申告書>

平成24年4月1日以後に開始する課税期間から課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式又は一括比例方式のいずれかの方法により仕入れ控除税額の計算を行うこととなりました。これに伴い、申告書（一般用）・付表2・付表2-2の様式及び計算を変更しました。

The screenshot displays two windows from the tax software. The top window, titled 'sa012:【付表2】課税売上割合控除対象仕入税額等の計算表 9818 (dev/pts/35)', shows a summary table with the following data:

項目	金額 (円)
課税売上高 [a]	249,047,610
申告書 課税売上に係る売上返還等金額 [b]	11,904,760
関連額 [a] - [b] [c]	
貸倒れに係る税額 (申告書 [6]) [d]	

The bottom window, titled 'sa003:【付表2】課税仕入の内訳 9816 (dev/pts/16)', shows a table for input tax credit details. It includes a section for selecting the calculation method:

- 金額控除 (5億円以下95%以上)
- 個別対応方式 (16)参考金額: 円 (17)参考金額: 円
- 一括比例配分方式

The table below shows the breakdown of input tax credit:

(税込み)	課税売上対応	共通対応	非課税売上対応	合計
課税仕入れに係る支払対価の額				[8]
課税仕入れに係る消費税額				[9]
課税貨物に係る消費税額				[10]
消費税額の調整額				[11]
計				

Below this is a detailed calculation table with items [1] through [22]. A blue box highlights items [14] through [17], which correspond to the calculation method selection options. A blue arrow points from the '個別対応方式' option in the selection box to the corresponding rows in the calculation table.

タブミット(グリーン枠)をクリックすると課税仕入の内訳を入力することができます。

個別方式又は一括比例方式両方の金額を表示しますが、選択した方式のみ印刷します。  
詳しい操作方法は取扱説明書をご覧ください。

※平成24. 3. 31以前開始事業年度のデータは、平成23年プログラムをご利用下さい※

1. 平成24年届出書セットにおいては、以下の表の様式が変わっております。

- [87] 法人設立・設置届出書(統一様式)
- [88] 異動届出書(統一様式)
- [13] 更正の請求書
- [26] 耐用年数の短縮の承認申請書
- [28] 欠損金の繰戻しによる還付請求書
- [31][33][34] 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書 帳簿 P.1・3・4
- [35] 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書 書類 P.3
- [39]～[42] 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書
- [43] 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書
- [44] 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書
- [91] 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書
- [92] 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
- [52] 消費税課税事業者選択不適用届出書
- [54] 消費税課税事業者届出書
- [56] 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- [57] 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- [64] 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- [82] 個人事業の開業・廃業等届出書

全23表が変更となりました。

※[1100]GP申告情報登録からの転記も一部変更になっております。

2. [54] 消費税課税事業者届出書の印刷において、「基準期間用」と「特定期間用」を選択できるよう機能追加しました。

＜入力画面はひとつです＞

＜印刷メニューで選択ができます＞

[54] 基準期間用  
[73] 特定期間用

消費税課税事業者届出書

取受印

平成 年 月 日	(フリガナ) トウキョウシヤカインシヤ トウキョウシヤカインシヤ
届 納 税 地	(〒160-0022) 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇 西新宿マンション801号室 (電話番号 03 - 1284 - 5555)
出 (フリガナ) トウキョウシヤカインシヤ	住所又は事務所 (法人の場合) 東京都福生市能川 3456-788 (電話番号 042 - 539 - 3333)
者 (フリガナ) カブシキガイシャ トウキョウシヤカインシヤ	名称(屋号) 株式会社 東京商事
氏 名 (フリガナ) トウキョウシヤカインシヤ	氏 名 (フリガナ) 東京 一郎 印
新宿 税務署長殿	代表者住所 (フリガナ) 東京都港区新町 222-333-4 (電話番号 042 - 555 - 1111)

下記のとおり、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。

届出期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
上記期間の総売上高	円
基準期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
左記期間の総売上高	円

事業内容

1. 明治・2. 大正・3. 昭和	4. 平成	法人	事業年度	自 月 日 至 月 日
8	40年 1月 1日	のみ	記載	資本金

参考事項

届出区分	1. 相続 2. 合併 3. 分割等 4. その他
税理士署名	税理士 太郎 印

※ 整理番号 部門番号

届出年月日 年 月 日 入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. ※印欄は、記載しないでください。

届出書メニュー(/dev/pts/0)

GP5000 平成24年度 届出書セットプログラム  
ユーザコード ... 142  
年 度 ... 平成24  
ユーザ名 ... 株式会社 東京商事  
出力用紙選択 (2/3ページ)

<国税関連帳簿届出書>	<消費税の届出書>	<簡易課税選択>
31: 電磁記録保存(帳簿)	51: 課税事業者選択届出	63: 簡易課税選択届出書
32: # 2頁目	52: 選択不適用届出書	64: 制度選択不適用届出
33: # 3頁目	53: 不適用届出特例申請	65: 不適用届出特例申請
34: # 4頁目	54: 課税事業者(基準期間)	<課税売上割合>
35: 電磁記録保存(書類)	73: 課税事業者(特定期間)	66: 割合に準ずる適用
36: # 2頁目	55: 相続等の場合の付表	67: 準ずる割合の不適用
67: # 2頁目	68: 新設法人の届出書	

「左記期間の給与等支払額」は特定期間用のみで使用する項目です。

「届出区分」は基準期間用のみで使用する項目です。

- 定率法の償却率が見直され、平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産については200%定率法となります。

これを機に、かねてより弊社へ寄せられている様々なご要望に従来のシステムでは対応できないものもあることから、プログラムを全面リニューアルすることとなりました。

新しいプログラムでは、

- ・ 改定取得価額等も含めて、1画面で入力・表示可能。
- ・ 摘要欄でのデータ入力が可能。
- ・ 固定資産台帳の印刷。
- ・ 印刷では金額にカンマを付けて表示。
- ・ 今まで白紙B4用紙での印刷を、白紙A4用紙に変更。

など、より使いやすく機能改善しております。

詳しくは同封の取扱説明書をご覧くださいようお願い致します。

- 200%定率法がない場合は旧システム[150]減価償却システムをご利用頂くことも可能です。ただし、[110]新法人税申告書24年版においての減価償却データの取り込みは、[170]新減価償却のみとなります。

- 次ページ以降に、自動変換後の簡単な確認作業手順を記載しますので合わせて参考にして下さい。

尚、旧システムからのデータ変換はこちらでも検証しておりますが、変換でデータ内容が変わるものがあります。変換後の内容確認は必ず行って下さい。

※変換でデータ内容が変わるもの※

## 1. 無形固定資産

均等償却→定額法(無形)として変換。率で計算するようにしております。

(別表16-1への転記のため。転記しない場合は変換後に、資産種類登録を均等(均等)と変更すれば、従来と同じ計算になります。)

## 2. 改定償却率は自動計算した率になります。

改定償却率を手入力していた場合、率の確認を必ず行って下さい。

## 3. 旧定額・旧定率で、5%まで償却のまま5年均等償却にしていないデータ5年均等償却になります。

【[150]旧減価償却データ→[170]新減価償却への自動変換】

※詳しくは説明書P. 45をご参照下さい。

[170]新減価償却プログラムを起動し、ユーザコードと年度を指定します。



[1100]GP申告情報登録の事業年度と[150]減価償却の「会計期間」が一致する場合は自動変換します。

＜自動変換した場合のデータ確認作業手順＞

1. [170]新減価償却プログラムを起動し、ユーザコードと年度を指定します。

2. 1. 入力を選択し、[1]基本情報登録を呼び出します。

3. 左図のように事業年度と計算年月日を表示していれば、データ変換は終了です。

4. 左図の画面を**終了**(F5)で終了し  
15 固定資産～17 リース資産を呼び出して  
変換内容を確認して下さい。

5. 左図のように資産コード・資産名称等を表示しますので、**演算**(F7)を押して下さい。

6. 演算後、データ内容の確認をお願いします。  
※項目の一部は従来手入力だった為、自動計算した場合に誤差が生じることがあるので上書きデータとして変換します。  
自動計算する場合は、上書きデータを削除した後、**演算**(F7)を押して下さい。

※無形固定資産は均等→定額(無)として変換します。別表16-1への転記の為率表示としています。  
変換後に資産種類に戻り均等とすることも可能です。その場合は別表16-6へ転記します。ご注意下さい。

※詳しい変換内容は取扱説明書P. 48参照

## <手動変換した場合のデータ確認作業手順>

1. [170]新減価償却プログラムを起動し、ユーザコードと年度を指定します。

2. 1. 入力を選択し、[1]基本情報登録を呼び出します。

3. 左図の画面を表示します。期間内容を確認し変換選択後、変換実行を行って下さい。

※「年度を指定して変換」を指定した場合ユーザコードと年度を指定します。新たに、会計年度を表示しますので期間を確認して下さい。

4. 左図の画面を表示します。継続(F4) を押すと変換作業を実行します。

5. 画面下に「変換終了しました」と表示します。

6. 左図のように事業年度と計算年月日を表示していれば、データ変換は終了です。

※法人の場合で事業年度が1年未満の場合は法定算出方法で計算計算します。

1年の償却率で計算する場合は、「年償却額を月割」に変更して下さい。

7. 以下手順は前ページの自動変換手順4~6を参照して下さい。

不明点やご要望等ありましたらサービス課までご連絡頂きますようよろしくお願い致します。尚、別売のCSV搬出につきましては、8月頃の発送を予定しております。いましばらくお待ち頂きますようお願い致します。

## 法人税・消費税・届出書プログラム

税制改正によるe-Tax更新(平成24年6月18日)に伴い、弊社電子申告システムも対応致しました。

### 電子申告注意点

#### 《勘定科目内訳書》

[130]勘定科目内訳明細書の10. 仮受金・源泉と14役員報酬手当について入力時に注意があります。今回e-taxにおいて、10. 仮受金・源泉「所得の種類」、14役員報酬手当「役職名」「常勤非常勤別」「代表者との関係」が選択式に変更となりました。

弊社プログラムでは選択式ではなく手入力項目のため、以下のように入力と変換についてご確認をお願い致します。

#### 【仮受金(前受金・預り金)の内訳書 源泉所得預り金の内訳について】

所得の種類欄は先頭の1文字を判定しています。給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金は「報」、利子所得は「利」、配当所得は「配」、非居住者等所得は「非」の文字が先頭に入っていれば正しく変換されます。

行 No.	M	年	月	日	所得の種類	期 末 現 在 高	年	月	日	所得の種類	期 末 現 在 高	M	行 No.
1		24	1		給与	300,000 円							8
2		24	3		退職	1,500,000							9
3													10
4													11
5													12
6													13
7													14

#### 源泉所得預り金の内訳書

##### 所得の種類

- 給 : 給与所得
- 退 : 退職所得
- 報 : 報酬・料金
- 利 : 利子所得
- 配 : 配当所得
- 非 : 非居住者等所得

先頭の文字を見て変換します。

上記以外の文字は、「他」として変換します。

【役員報酬手当等及び人件費の内訳書について】

役職名欄は「代表取締役」や「取締役」など全文字が合致した場合、そのまま変換します。  
 (スペースが入っていても文字だけを見ます。)

合致しない場合は、その他として変換します。又、常勤非常勤の別、代表者との関係も同様です。

役員報酬手当等及び人件費の内訳書											
行 No.	役員報酬手当等の内訳										
	役職名 担当業務	氏名 住	代表者 との関係	常勤 非常勤 別	役員 給与計	使用人 職務分	左の内訳 使用人職務分以外				退職給与
					円	円	円	円	円	円	円
1	代表取締役	東京 太郎	本人	常	1,000,000	1,000,000					
2	取締役	東京 花子	配偶者	非	500,000	500,000					
3											
4											

役員報酬手当等及び人件費の内訳書

役職名	常勤非常勤	代表者との関係
代表取締役	常	本人
常務取締役	非	配偶者
専務取締役		父
取締役		母
監査役		長男
有限責任社員		次男
無限責任社員		三男
代表社員		長女
社員		次女
理事長		三女
副理事長		子
常務理事長		孫
専務理事		祖父
常任理事		祖母
理事		兄弟
顧問		姉妹
監事		婿
		嫁
		伯父又は叔父
		伯母又は叔母
		従兄弟
		従姉妹

※全文字が合致していないときは、役職名は「その他役員」  
 代表者との関係は「その他」として変換します。

## 《法人税申告書 e-Tax未対応別表》

以下の別表については平成24年度e-Tax電子申告ソフト未対応により送信ができないため変換はいたしません。

申告する必要がある場合は、別途郵送等で提出していただきますようお願い致します。

別表3-2、別表3-3、別表3-4、別表3-4付表、別表11-2、別表13-2、別表13-5、別表16-10

## 《消費税申告書の電子申告変換について》

平成24年電子申告プログラムの消費税最新版は、平成24年4月1日以後開始申告用となっております。

平成24年3月31日以前開始申告の消費税電子申告を行う場合は、[882]をクリックせずにキーボードで [882] [Enter] [23] [Enter] として平成23年プログラムを指定して変換する必要がありますので、ご注意ください。

